



Title	イスパニア・アカデミー設立に関する覚書
Author(s)	角田, 理三郎
Citation	Estudios Hispánicos. 1968, 1, p. 17-29
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97870
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

イスパニア・アカデミー設立に関する覚書

角田理三郎

Juan de Valdésをして、... la lengua castellana nunca ha tenido quien escriba en ella con tanto cuidado y miramiento quanto sería menester para que, hombre, quiriendo o dar cuenta de lo que scribe diferente de los otros, o reformar los abusos que ay oy en ella, se pudiesse aprovechar de su autoridad. (Juan de Valdés; Diálogo de la lengua. Clás. Cast. —86; Espasa-Calpe, Madrid., p. 10, 9行～15行)と言わしめた1535年から、約2世紀の後、『Limpia, fija y da esplendor』との理念の中に、イスパニア語の規範の設定、浄化、擁護のため、1714年Real Academia EspañolaがFelipe Vの治世下に設立された。その後のReal Academia Española(王立イスパニア翰林院)の活動は、Diccionario de la Lengua Castellana(別名 Diccionario de Autoridades)(1726—39), Ortografía(1741), Gramática(1771)の編纂、またEl Quijote(1780), Fuero Juzgo(1815)の刊行等、設立の精神は十二分に満足させられ、2世紀半を経過した今、その指導性、またその権威は内外に認められていることはいうまでもない。Diccionario de Autoridadesをその基礎とする Diccionario de la Lengua Españolaは現在18版を重ね、またGramática de la Lengua Españolaは9版を数え現在に至っている。しかるに19世紀、20世紀に見られる言語学の長足の進歩、方法論の変化・進展にともない、イスパニア翰林院もその伝統、保守的な態度・方法を改めねばならない場にしばしば直面し、そのつどこれに応え、その文法書、辞書に多大の改訂を加えてきた。Bello, José Cuervo, Lenz, Henríquez Ureñaにより代表される中南米諸学者の批判、Amado Alonso, Gili Gaya, Rafael Seco等のイスパニア人学者による新文法理論等、イスパニア翰林院の態度、理論づけに対し反対の立場を取る諸権威も数多い。これに加えて、近年、1956年Madridで開催された第2回Academia総会にあって、内部からも改革の必要を認める声が上り、Rafael Lapesaがその文法書の改変の要を説いた(p. 312—Evolución Sintáctica del Español; Martín

Alonso, Aguilar)。また、1964年、11月から12月にかけて Buenos Aires で開催された第4回総会において同じく Lapesa から『Los Diccionarios de la Academia』と題する報告がなされ、その中で、現在印刷中の辞書、19版にあっては、中南米各国会員の協力を基にして、中南米系の語彙、その語義の採用に特別の注意が払われたことを明らかにし、このイスパニア翰林院の態度を『Nuestro Diccionario no debe ser el "Diccionario de Madrid", sino de todo el mundo hispánico. . .』(Boletín de la Real Academia Española. Tomo XLIX. —Cuaderno CLXXIII—p. 427) という言葉で表わしている。これと同時に、なお一層、イスパニア語圏の現実に則したものとしようとする努力が、新造語の大巾な採用となって表われる模様であって、特に galicismo との烙印の下に、イスパニア翰林院からその価値を認められなかった control, avalancha, presupuestar, autobús (第18版辞書には採用されていない) をも Lapesa は正しいイスパニア語として採り上げると表明している。

同じく1964年の Buenos Aires で開催の Academia 第4回総会において、Samuel Gili Gaya も “Sobre Nomenclatura y Enseñanza de Gramática” と題し、1932年以来、抜本的な改訂のなかった文法書の内容にかなり大巾な改変の要を示唆している。Gili Gaya の挙げる諸点は、Academia が従来用いてきた用語, Analogía, Prosodia をそれぞれ Morfología, Fonología に代替すること、また内外諸学者の批判的となっている可能法を廃止して、これを新たに直説法に含ませること、また不定法の名称の下に一叙法として取扱ってきた infinitivo, gerundio, participio を一轄して動詞の非人称形 (formas no-personales del verbo) として叙法から除外すること、その結果、イスパニア語における動詞の叙法はこれまでの 5 叙法を 3 叙法にすべく提唱しているのであって、これまで保守的だとの非難をまぬがれなかった Real Academia Espanola もようやく内外の要望に応える姿勢を打ち出してきたと考えていいと思う。

そこで、以下、その設立時より、数々の批判を受けながらも 2 世紀半に亘って、厳しい、時にはかたくなな態度を変えず、イスパニア語浄化の機能を果してきたイスパニア翰林院について、その設立時より現在時点までの歩みを考えてみたいと思う。この中には、現代イスパニア語に関する諸問題が含まれるが、本稿ではまず、1713年の設立とその直後の活動に限って

考えてみたい。なお、この設立当時の諸事情と引き続いて行われた諸活動については、Boletín de la Real Academia Española, Tomo I—Cuadernos I y II に、『La Fundación de la Academia Española y Su primer Director D. Juan Manuel F. Pacheco, Marqués de Villena』と題する Emilio Cotarelo y Mori の詳しい紹介があるので、本稿に大いに利用させてもらったこと、またある部分では、上掲の論文の要約以上に出なかつたことをも付け加えておきたい。

イスパニア翰林院の設立を考える場合、まずその創設者で、かつまた初代の院長として、設立、その後の活動に多大の努力を払った D. Juan Manuel Fernández Pacheco y Zúñiga, Marqués de Villena を中心に、この設立とその初期の歩みとを考えることが必要となってくる。このイスパニア翰林院の偉大な創始者を生んだ Pacheco 家は Juan I de Castilla (1359—1390) に仕える貴族の内の 1 つに数えられる旧家であり、その後、Enrique III (1390—1406), Juan II (1406—1454), 特に Enrique IV (1454—1474) の庇護を受け、その財力はいうにおよばず、教会、宮廷、軍の面にあって多くの要人を輩出した名門であった。このような恵まれた家系に生を受けた Juan Manuel Fernández Pacheco は、1650 年 9 月 7 日に、父 Diego Roque, López Pacheco y Portugal がその任地 Pamplona に赴く途上の一村、Marcilla (Navarra) に生まれた。幼くして 1652 年には母を、翌年には父を失ない、14 才までは伯父で Cuenca の司教であった Juan Francisco Pacheco に養育され、この伯父の下で、学問に対する興味の目を開くことになった。ギリシャ語、ラテン語、イタリア語、フランス語等の外国語に精通し、その他の諸学に抜きん出たその学識は 26 才ですでに人の口に上る程であったといわれている。このように真理を究め、学問を愛する人としての他に、彼にはイスパニア人特有の冒險を求める心が同居していたのであろう。1686 年にオーストリア皇帝レオポルド一世がトルコの勢力と対峙して、ハンガリー、ブダ市を包囲したときに、ヨーロッパ各国の騎士がこのオーストリア皇帝を援助することとなったが、この派遣騎士団の一兵卒として 2 人のいとこと共に、この十字軍に参加して、ハンガリーに赴き、負傷した。レオポルド皇帝は、Pacheco を召しかかえようとしたが、彼はこれを辞し祖國に帰り、翌年には Cataluña 騎士団長となり、フランスと戦っている。その後、1701 年までは主に

イスパニア国内にあって政界での活躍が見られるが、この間に Carlos II の死、Felipe V の即位といった大きな政変をも経験した。同 1701 年に彼はナポリ総督に任せられ、時すでにヨーロッパにおいてその権勢の没落の兆を示しつつあったイスパニアのイタリア統治を、卓見と叡知とをもって 6 年間行なったが、遂に力つき、彼はオーストリア軍の捕虜となった。オーストリアは、この敗軍の将に何の敬意、尊敬をも払わぬばかりか、20 年前彼がレオポルド皇帝のために戦い、傷ついたという事実をも顧ることなく、無蓋馬車で彼をガエタからナポリまで連れ帰り、サン・テルモ城に足枷をはめて幽閉した。その後 Baya, Pizzighitone の城へとその幽閉の身を足枷をはめられたままの姿で移された。もしこの Pizzighitone の城の牢獄でそのまま悲惨な死を遂げていたとすれば、現在、イスパニア語史、文化史は大いに書きかえられている筈であろうが、運命の女神の微笑というべきか、彼の長男 Mercurio López Pacheco, Conde de San Esteban de Gormaz が、1711 年 Brihuega (Guadalajara) にあって大勝利を收めることとなり、同盟軍の Stanhope 卿、その副司令官 Wils を捕虜とし、この 2 人と Marqués de Villena とが交換され、Marqués は再び祖国の土を踏むことができた。実に 10 年もの間その内かなりの期間をオーストリア軍の捕虜として無慈悲な取り扱いを受けながらも、辛うじてその生を保ち、祖国に帰りついたのであった。Felipe V は、彼の労苦に報いんがため、彼の高潔な人格を見て、Toledo 司教に任せ、将来は枢機卿にと考えたのであるが、Marqués de Villena はこれを固辞して受けず、これに代えて Felipe V は彼を宮内大臣に任じた。時に 1713 年 1 月 20 日のことであった。

イスパニア文化史上、一生涯象牙の塔に立てこもり、沈思黙考の結果、ある一業績を打ち樹てた型の人物とは別に、Raimundo Lulio, San Ignacio de Loyola, Cervantes に見られる如く、自ら好んで波乱の渦中に身を投じ、有為転変の末、偉大なる足跡を残した人物像が浮び上ってくる。この範疇に Marqués de Villena も決して例外とは映らないのも、偶然の一一致とはいはず、われわれの興味を惹く点であり、イスパニア人の一典型が彼の人となりの中にも見出されるといっていいと思う。

さて、このような前おきの上で拙稿のテーマである La Real Academia

Española de la Lengua (王立イスパニア言語翰林院) の設置と、その歩みを見て行きたい。

数年に亘る抑留生活から祖国に帰った Marqués de Villena は程なく彼の居所 Plaza de las Descalzas の古城の図書室において、その名高い“夕べの研究会”を組織し、特に歴史、文学の諸問題の研究の推進役となつた。

18世紀初頭のイスパニア継承戦争は、結果的には、その国土の疲弊と国力の弱体化をもたらすことになった。この間、国王 Felipe IV と Carlos II の失政もあり、イスパニアはユトレヒト条約によってなお大きな犠牲を強いられることになった。このような状勢の反映として、あらゆる文化、創作活動が中止されたともいえる。心ある者は国の将来を憂い、回生の意気にもえ、復興運動を行なつたが、この少数の指導者階級は時代の先端を行くフランス啓蒙主義の洗礼を受けたばかりか、他の国々にその復興の範を求めるようとしたため、ややもすれば本来のイスパニア精神から遊離する傾向が大きかった。

言語の面にあっても、黄金世紀、バロックの輝やかしい時代を経たイスパニア語に、フランス啓蒙主義の影響は大きく、諸々の言語現象にあっても、疑わしき場合はこれを排除せねばならないとする傾向や、あるいはまた文法上の正鶴さを求める意識が過剰となつたため、常に美的表現を求める意識を圧える傾向が顕著に表わされていた。18世紀初頭のイスパニア語の状態は『La prosa del siglo XVIII reacciona con sentido purista contra los excesos barrocos. La claridad conceptual y la precisión didáctica sustituyeron al lujo verbal』(pág. 302; Evolución Sintáctica del Español)と表わされよう。

この Marqués de Villena の主宰する“夕べの研究会”への参加者には、Juan de Ferreras, Gabriel Alvarez de Toledo, Andrés González de Barcia, Juan Interián de Ayala, Bartolomé Alcázar, José Casani, Antonio Dongo Barnuero があり、この研究会を通じてイスパニア語再興の意識が喚起され、イスパニア翰林院設置の必要性が感じられたのであった。この大事業を行なうには僅か8人の構成員では不十分であるため、新たに学識経験者を招聘することとなり、その結果、Francisco Pisarro y Piceolomini (Marqués de San Felipe), José de Solís y Gante Vincencio Squarzafigo Centurión y Arizola を加え、会長に Marqués de Villena,

secretario に Squarzafigo を選出し、翰林院の規約の作成と翰林院設立の目的を発表すると共に、イスパニア語の規範たり得る辞書の作成というまず第一の目的を公にしたのであった。時に1713年8月3日である。

そこでまず手始めに、Marqués de Villena は Andrés González de Barcia にその辞典編纂につき 計画を立てるよう委嘱すると同時に、語彙抽出のための典拠とすべき 110 の著作家、作品のリストを作成した。この中には法典 *Fuero Juzgo*, 年代記, 文法書, 狩猟手引書, *ascetismo*, 道徳文学の諸作品, 15世紀の詩人の作品, 15世紀以前のものとしては唯一の“*Poema de Alejandro*”を挙げることができる。劇作家では, Lope, Calderón, Solís が挙げられ, また Antonio Pérez も取り上げられている。Cervantes は散文と韻文の両分野で一典拠となっていた。この単語抽出作業は電光石火, 8月11日にはすでに各会員に A の項での分担範囲が決められている。このような内部活動と共に, 新たに設立された翰林院に公的性格を持たせようとする意図から, 時の国王 Felipe V へその計画を具申し, 国王の承認を求めたのであった。この具申, 要請に応え, 国王は翰林院の設置を内閣にはかると共に, 彼の聴罪僧 Robinet 師に意見をただした所, この僧は 『S. M. debe expresar su gratitud al Marqués y sus compañeros...』 (pág. 30 B. de la R. A. E. Tomo I-Cuaderno I, 1914) との好意的な意見を述べたが, これは Nebrija が彼の文法書を Isabel 女王に奉げたときの Hernando de Talavera の言をも想い起こさせるものがある。

同年10月13日には規約の作成がなされ, 会員は24名, 翰林院の目的として, まず最初に辞書を編纂し, 続いて文法書, 作詩論を出版するとの発表がなされた。またその数日後に, Adrián Conninck, Juan Villademoros y Castrillón, Vicente Bacallar y Sauna を新会員として迎え入れている。

時を同じくして, 各単語の語義決定の典拠たり得る例証を取り出すため, 諸作家およびその作品の初回の配分が行なわれた。この翰林院が権威たり得るものとして指定したものには, Los Argensolas, Santa Teresa, Juan de Mena, Garcilaso, Alonso de Cartagena, (el Doctrinal de Caballeres), Saavedra Fajardo, Jáuregui, P. Mariana (La Historia), P. Rivadeneyra, Quevedo, Cervantes, これに加えて el Discórides (Dr. Loguna の翻訳,

註釈になるもの), *Fuero Juzgo* およびその他の *Fueros, Las Crónicas de los Reyes de Castilla* があるが, この場合の単語の抽出, その語義決定に当っては, 今日の如く, 広範囲に亘る学問的手法が採られたのではなく, まず従来のものを確認した上で, 疑義のある単語, また頻度数の僅少な単語をも上記諸作家, 諸作品を通じ確認するという範囲に留まったため, その枠内に含まれない多数の単語, およびそれ以後も権威として認められた諸作家, 諸作品中に現われる多数の単語をも放棄してしまうという事態が生じたといわれている。これ以後の研究会にあっては, 単語のリストの提出, 語義決定についての検討, 新たに諸作家を規範として承認, これの追加, 等の努力が絶え間なく続けられ, 例えは, *Ambrosio de Morales, Fernán Pérez de Oliva, Alonso de Herrera, Fernando de Herrera, Pinciano, Juan de Mallara, Alonso de Castillo, Solazano* の諸作家, *Crónica de D. Alvaro de Luna, Agricultura* (*Gabriel de Herrera* の作品) の作品の追加が行なわれている。またここに特記すべきは, 1713年12月7日—28日の期間に開かれた会議によって, この設立された団体に正式に *Academia Española* との名称を付し, 発行予定の辞典を *Diccionario de la Lengua Castellana* とする旨の決定がなされたことである。このように対外的な分野の整理は着々と進行したが, 技術的な問題として典拠たり得る例証を挙げる場合に, 一作品の頁数のみを挙げ, 他の関連事項 (例えは発行所, 発行年次, 版数) には何ら言及しないという態度が話題となつた。これは実際はその例証確認の場合に大きな障害となるものであったが, 諸典拠としてリストに挙げられているものを見ても, この点の解決はなされていない模様であつて, 例証の確認がしばしば困難となるのは否定できない事実である (例えは手許の *Edición Facsímil* によれば *Cerv. Quix. Miguel de Cervantes: Historia de Don Quixote de la Mancha* として挙げられているのみである)。

その歴史をたどって行けば, 1714年4月11日, 新会員 *Gonzalo Machado, Jerónimo Pardo*, 4月15日には *Mercurio López Pacheco* (翰林院長の長子), 6月10日, *Juan Curiel, Luis Curiel* がそれぞれ迎え入れられた。

王によってイスパニア翰林院の設置が承認されて後, 会員の衆議によつて, その設置の精神を世に明らかにするための紋章および字句が設定される運びとなつた。最初は花の上を飛ぶ蜂をその紋章に, その精神を

『Aprueba y Reprueba』で表わすこととなつたが、再度の検討の結果、火中に置かれたるつぼをその紋章にし、『Limpia, Fija y Da esplendor』の字句の採用が決った。ときには1714年4月11日であった。

一方、このイスパニア翰林院の設立、運営に対し、全く外的な状況が1つの障害となっていた。国王と *Consejo de Castilla*（最高法廷）との反目である。この *Consejo de Castilla* は、当時、司法・立法の両権を手中に有し、残る権限をも收めんとしていた。このため Felipe V の大臣の建議に関し全く反対の建議を王に行なうこともあり、勅許証の承認をも *Consejo de Castilla* が行なうべきものとし、政治の諸面に干渉するのを止めなかつた。一方、翰林院の創始者 Marqués de Villena の政治力、*Consejo de Castilla* の構成員たる高官との交渉にもかかわらず、この *Consejo de Castilla* は王立翰林院に大きな敵意を示し、翰林院設立に反対するあまり、設置の手続きの上で欠くことのできない翰林院の法的地位に関する条例をも発布しないがまま、王の諮詢を数ヶ月に亘って放置していた。全く同様の事態がフランス翰林院設置に関するものと見られるようである（pág. 36—B de la R. A. E. T.-I, Cuad-I Madrid, 1914）。

上記のような糾余曲折はあったが、ついに1714年10月3日、イスパニア翰林院を設置する旨の勅許証が発布され、翰林院の提出した規約にしたがい、諸活動が認められた。時に翰林院会員は15名を数えた。

これ以後にも1724年までの間に、Jaime de Solís y Gante, Manuel de Fuentes, Manuel de Villegas Piñatelli, Pedro Verdugo de Albornoz y Ursúa (Conde de Torrepalma), Pedro Scotti de Agoir, Alonso Castañón, José de Montealegro y Andrade, Pedro Manuel de Aceoedo, Fernando de Bustillos, Lorenzo Folch de Cardona, Juan Isidoro Fajardo, Miguel Perea の参加が認められている。またその大事業半ばにして、死去した会員も 1724 年までに 7 人にのぼっている。また同年、準会員 (Supernumerario) の制度も新たに設定された。

この *Consejo de Castilla* の呈する障害と共に、Madrid の知識階級、一般民衆にもこの翰林院設立の意図をめぐってさまざまな臆測が流されたが、中でも支配的であったのは、イスパニア翰林院がその権威でもつてある種の語彙の使用を禁じ、他の語彙の使用を強制するとともに、表現形態をも根底から変化させるのではないかという危惧であった。また翰林

院会員に招聘されず、これに不満を持った有識者、学者の内では、このようなうがった考えを助長する者も見られた。このような人物の1人として挙げられるのが Luis de Salazar y Castro である。彼はあらゆる手段を弄して中傷の文書を流布し、翰林院会員の著作を攻撃するのにやっきとなつた。Salazar は特に Gabriel Alrarer de Toledo の公にされていた唯一の作品 *Historia de la Iglesia y del Mundo* を攻撃的としたが、これも作品の内容についての批判というよりはむしろ文体、用語にその論点が向けられ、いわゆるあらさがし的な、木を見て森を見ずという臭が大きかった。想像される所では、Salazar は *Carta del Maestro de Niños a Don Gabriel Alvarez de Toledo...*と題する小冊子を編み、Vizcaya の一教師の筆になるものとの体裁をとって、謙譲と無知とを装い、疑問点を挙げたのであるが、その奥には著者の悪意がにじみ出ているような類のものであった (pág. 91 B. de la R. A. E. T.-I, Cuad. II Madrid-1914)。これに対し翰林院会員 Marqués de San Felipe が Gabriel Alvarez de Toledo を擁護し、Salazar に反論を加え、著者名、印刷場所をも明らかにせず、*Palacio de Monos* と題する書物を出版し、Salazar の批判による諸用法の正鵠なることを証するとともに、Salazar の陥った誤りをも指摘した。なお、一層激しい調子で、匿名の一翰林院会員が *Apuntaciones contra la carta del Maestro de Niños* と題する冊子をも表わしているが、これは Marqués de San Felipe のものほどには華々しいものではなかったらしい。この San Felipe に対しても、Salazar は再び *Jornada de los coches de Madrid a Alcalá* と題する書を表わし、San Felipe に対し《.....pero venirse un italiano, aunque sea isleño, a hacer en Madrid el papel de corrector de la lengua castellana, es un empeño temerario.》 (págs. 96, 97 B. de la R. A. E. T.-I, Cuad. II Madrid-1914) と非難の言葉を投げかけている。

こういった院外からの論争もすでに純学問的な域をはなれ、全く個人攻撃、私恨の域にまで落ちてしまったとの印象が強い。翰林院に対する攻撃、それへの会員の反論…といった堂々めぐりも、イスパニア翰林院の設置を認める旨の勅令によって終止符が打たれた。

このように、外部から加えられた無理解にも拘らず、翰林院内部では、会員相互の研鑽のため、新たに規約を設定した。それによれば辞典編纂の

かたわら、毎月一会员がその専門分野とするテーマを挙げ、散文あるいは韻文によって、30分の研究発表を行なうことを規定していた。この研鑽の会は、辞書編纂を目的として日々諸会员が接触の度合を深めていったイスパニア古典の息吹きを再認識する上で大いに有益であったといわれているが、徐々にその発表の内容が専門的となり、またマンネリズムに陥るとの弊害をも生じ始め、そのテーマが内容に乏しい歴史、道徳上の諸論に限られることとなってからは、この研鑽会から脱落する者も多くなっていった模様である。これを是正するため、テーマ変更の傾向も見られたが、また元の轍を踏むこととなった。ただ翰林院 *secretario* の Squarzafigo が『Para el más perfecto conocimiento de las voces es conveniente arreglar la ortografía de ellas a sus orígenes』と題する発表を行ない、これを機として Juan Curiel が、アンダルシア方言における氣息音 *h* を論じ、Conninck は *Diccionario de Autoridades* が緒言としている正書法論の骨子ともなった研究を発表している。その他、*berza*, *bravo* 等の諸語の語源の討議もなされ、この研鑽の場が、ようやく本来の目的とする姿を表わすに至った。しかるに内容のない空虚な事項も引き続き論じられ、結果としては、1719年頃にはこの研鑽会は殆んど開催されることがなくなった。その後、特筆すべきものには、1723年、José de Montealegre の『Sobre la necesidad de averiguar las etimologías y su importancia』— これも *Diccionario de Autoridades* の語源論の骨子となっている—があるのみである。

また、辞典編纂の上で、規範たり得るものとして翰林院の指定した文学作品、著作家は全く不十分であった為、1714年10月21日付の議定書にしたがい、この規範の範囲を拡充することの一致を見、時代、世紀別の整理が加えられた後、既出のものを加えて計220人の著作家より成る規範の再設定が行なわれ、ここで始めて Covarrubias, Albreto, Palmireno 等言語学者の価値が認められるに到った。(Diccionario de Autoridades, Edición Facsímil A—C Editorial Gredos, Madrid, 1963, LXXXV·LXXXVI を参照) このような規範の増加が行なわれた際には、必ず例証抽出の割当がなされているが、この単調で忍耐力の必要とされる作業の負担の面では、会员間には公平を欠くきらいがあった模様で諸会员の公的、私的な都合のため、辞典作成の上で欠かすことのできない例証の抽出作業は、創設当時

からの常駐10人ほどの努力にかかることとなり，この常駐会員は驚嘆すべき力強さ，忍耐力でもって単調な作業を続けて行った。その結果，1717年10月7日には《大向うの意を満すため，辞典の第1巻の印刷を始めるべきではないか》という意見が一会员より提出されたが，これは未だ時期尚早と考えられたのであろうか，一応完成した状態にあったA，Bの项の各语義の再検討，各会员に割当てられた例証の相互検討を行なうことに意見の一致を見，同時に第1巻の緒言として，Casani, Torrepalma およびMachado に依嘱され，いよいよ印刷への準備が行なわれる運びとなった。A，Bの项に亘って语義の推敲の结果，各单语間にこの面で大きな差の存在することが認められたため，いま一度，翰林院が採用を决定した諸单語を逐一調査する必要を生じた。このように，これまで集中的に行なわれてきた单語の取捨選択，语義の决定.... 等が完成に近づくにつれて，第1巻に挙げるべき緒言の作成も大きな問題であった。前述の如く Casani, Torrepalma, Pardo が作成したものを Machado が緒言とすべく取りまとめる予定であったが，彼からは何の協力も得られず，これに加えマドリードを離れるという事態も生じた。ここで，手渡されていた原稿の返却が求められたが，Machado はその原稿をも紛失するといった不注意を犯し，これがため以後は会员としての活動を止めねばならなかつたという。翰林院にとっては甚だ不愉快な事件までが起っている。これを補うため，この緒言は Casani 神父が Acevedo, Folch, Conninck のノートを基礎として作成することとなり，内容は1)緒言 2)翰林院の歴史 3)イスパニア语史 4)正書法 5)语源と决定された。

このような再三の努力の结果，遂に1723年5月13日，翰林院長 Marqués de Villena が A, B の项については作業が完了したこと，またこれで第1巻のものとしては十分であろうとの所見を述べた。

ここで印刷費の問題が新たに浮び上ってきた。そこで衆議によって必要額 1,000 doblones(1 doblón=20 pesetas) をイスパニア翰林院に支出するよう，国王に請願書を通じ要請することとなり，Marqués de Villena がこの請願書を国王に直接手渡している。国王 Felipe V はこれに応え 1723 年12月29 日に翰林院に 60,000 reales の年金を認めると共に，この基金は 1723 年11月 1 日よりイスパニアで消費されるあらゆる種類の煙草 1 ポンドにつき 2 maravedís を新たに課税することで充当されるべき旨の勅令を下

し、この旨の処置を取ると共に、辞典の印刷終了後も、上記の基金は存続し国庫から拠出されるべきものとした。併せて国王より翰林院会員にその身分、地位に応じ、手当を支給する用意のあることが明らかにされた。このように設立後9年でイスパニア翰林院は国庫から財源を得ることとなつたが、これもその公的性格、権威高揚の点で大いに有効であったのは言うまでもない。

このような国王の庇護を受け、*Marqués de Villena* の力も大いにあずかり、翰林院は全く平坦な道を歩むかと思われたのであったが予想もせぬ事態が生じた。*Felipe V*に代る *Luis I* の王位就任である。これまでの国王の庇護と理解とを考えるとき、最終段階におけるこの *Felipe V* の退位はイスパニア翰林院にとっては大きな打撃であったが、これに屈せず、イスパニア翰林院はひたすら当初の目標に向って進み、1724年10月にはついに印刷が始まった。その印刷中にも、正書法の点で翰林院が整理・統一を求める設定した規範が植字工には全く目新しいものであったために、印刷をやり直すという事態も生じている。このように第1巻の印刷が着々と進み、その終りを告げんとしたとき、以前にも増して大きな不幸が起った。これまでイスパニア翰林院の初代院長として辞典編纂の大事業の発議・推進の中心的存在、*Marqués de Villena* の急逝である。このイスパニア翰林院の大きな損失、つまり院長の死と共に、イスパニア翰林院もその機能を停止し、辞典編纂の大計画も頓挫するものと予想されたが、第2代院長に故人の長子で会員の *Mercurio López Pacheco* を選出し、彼の下で翌1726年に第1巻の印刷が完了し、これが発行される運びとなつたのである。これまで、歴史的経過をたどり *Diccionario de la Lengua Castellana* の第1巻発行までの諸事情を述べるに留まつた。20世紀の今日この辞典にも、多くの難点があることは否定し得ないが、18世紀前半にあってはロマンス諸語の辞典の内、最右翼に位置付けられるものであり、その権威は確固たるものであった。したがつてこの辞典の提起する言語史上の諸問題に触れなければ、イスパニア翰林院の持つ大きな意義を見失なつてしまうのは必至である。特に現在のイスパニア翰林院長 *R. Menéndez Pidal* は《*El Diccionario Ideal*》(Estudios de Lingüística, págs. 95—147 Colección Austral No. 1312) の中で現在18版を重ね、19版が印刷中といわれる *Diccionario de la Lengua Española* が内包する諸点を批判し、辞書編纂

の上で今後採られるべき方法論を卓見をもって示しているが、これによつても、いま一度 1726年—39年発行の *Diccionario de Autoridades* を考察する必要を感じるのである。